

I T・遠隔点呼機器等導入促進助成金交付要綱

2024年3月11日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、I T・遠隔点呼にかかる機器およびシステム等(以下「点呼支援機器等」という。)の導入に対する助成金の交付に関し必要な事項を定める。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする点呼支援機器は、I T点呼ならび遠隔点呼に係る機器とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象者は県ト協の会員事業者であって、新潟県内の営業所において令和6年4月1日以降、新たに点呼支援機器等を導入する中小企業基本法に定める中小事業者とする。

2. 1会員あたりの助成回数は1回限りとする。

3. I T・遠隔点呼機器等導入促進助成金を申請する会員は、新潟運輸支局に受理され受付押印のある届出書・報告書(写し)を添付しなければならない。

(助成金の交付)

第4条 県ト協は、会員が第2条に定める点呼支援機器等の導入に要する費用を負担した場合、予算の範囲において、機器導入費用の50パーセント、10万円を上限に助成する。

(1,000円未満の端数切り捨て)

なお、導入費用は機器本体価格およびシステム導入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとし、消費税は導入費用に含まないものとする。

(助成金の請求)

第5条 会員は、点呼支援機器等を導入したときは、届出書の受理日、利用開始日または支払日のいずれか遅い日から30日以内または当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月10日(土日の場合はその前日)のいずれか早い日までに「I T・遠隔点呼機器等導入促進助成事業申請書(助成金交付請求書)(第1号様式)」を協会に提出し、助成金を請求するものとする。

2. 前項の申請に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 点呼支援機器等の導入に係る請求書および領収証の写し

(2) 運輸支局に受理され受付押印のある届出書・報告書等の写し

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条の「IT・遠隔点呼機器等導入促進助成事業申請書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、条件に適合すると認められたときは、会員に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限等)

第7条 会員は、交付対象となった機器導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、多用途への転用、貸付または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し、交付した助成金の返還を命ずることができる。

1. 本要綱に定める事項に違反したとき
2. 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第9条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、2024年4月1日より適用する。

